

No. 1

(行政視察・政務活動・議員研修) 報告

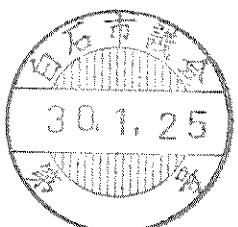
平成 30 年 1 月 25 日

白石市議会議長 志村 新一郎 殿

議員氏名 保科 善一郎

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期 間	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ~ 1 月 16 日 (火)
調査・研修先	市町村アカデミー（千葉市美浜区）
調査事項 (研修事項)	市町村議会議員特別セミナー
対応者・講師等	<p>演題 人工知能 A I の現状とこれから 講師 国立情報学研究所教授（一社）人工知能学会会長 山田 誠二 氏</p> <p>演題 地域活動と議員の役割 講師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長（一社）地域経営推進センター代表理事 中村 健 氏</p> <p>演題 複雑化・多様化する環境問題への取組 講師 放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授 岡田 光正 氏</p> <p>演題 地方自治の本旨と地方議会制度の在り方 講師 首都大学東京大学院社会科学研究科法学政治学専攻教授 木村 草太 氏</p>



概要	<p>① 背景・目的 ② 内容・特色 ③ 主な質疑 ④ 考察 (感想、課題、政策提言等)</p> <p>演題 人工知能AIの現状とこれから 講師 国立情報学研究所教授（一社）人工知能学会会長 山田 誠二 氏</p> <p>1. 人口知能とは何か • 人工知能（AI）とは人間並みの知的処理をコンピューター上に実現すること。 • 「強いAI」とは単独で人間と同等のAIを目指す（例：鉄腕アトム型ロボットで会話も出来る状態）と「弱いAI」とはあくまでも人間をサポートする知的システム。 • AIの歴史 第1次AIブーム 1960年代：ダートマス会議 第2次AIブーム 1980年代：記号処理、エキスパート処理（医学症例） 第3次AIブーム 2010年代：ディープラーニング（深層学習） • 第3次ブームでは計算機パワーの増大（計算機が安く早くなった）こと、ビッグデータが整備されつつあることから、統計的機械学習が可能となり人工知能が急速に発展した。また、ニューラルネットワークと呼ばれる人間の脳機能に見られる特性を計算機上に活用したものも活用される様になった。</p> <p>2. AIの得手と不得手 • AIの本質的限界を見極めた上でAIの得手と不得手について議論することが重要。 (わかりやすい例) • 会計はAIが得意な分野。手続きが明確でルーチン化出来る「計算」等 • 監査はAIが苦手とする分野。相互作用、場の雰囲気、状況依存処理等を判断しにくい。</p> <p>3. AIで変わると考えられる社会また今後有望な応用分野 • 買い情報検索：FAQ（よくある質問集等） • 医療分野への応用としてヘルスケアシステムズ（健康管理に係わる事）。 • ロジスティクスとして荷物の仕分け等。 • 会計関連で仕訳、確定申告等様々な申告書作成。 • ネット利用の様々なサービスのAI化オンラインショッピングの商品推薦等。 • ネットベースの意思決定支援（企業の経営戦略等）。</p> <p>4. 人間の仕事を代替えできるか（AIが人間の多くの仕事「丸ごと」代替えできるか？）</p>
----	--

- ・本人が意識していない身体の移動、動き、表情等（非）言語情報によるコミュニケーション、常識的判断等はAIには難しい。

5. これからの中村健氏

人間とAIが得意分野を補い合い協調して問題解決して行く。

演題 地域活動と議員の役割

講師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長（一社）地域経営推進センター代表理事

中村 健 氏

1. 政治経済地方自治の近代史解説

- ・1985 プラザ合意 東京集中 臨時職員 有効求人倍率
- ・1987 三公社5現業民営化 JR NTT JT NPO 指定管理者制度
- ・1995 Windows95
- ・1996 銀行破綻
- ・2006 夕張市（自治体破綻）財政健全化法 地方分権→地方創生

2. 議会改革の状況（議会改革アンケートから）

- ・自治体の将来ビジョンを設定している。
- ・IOT社会に取り組んでいるか。
- ・人口減少をどうとらえているか。
- ・女性の働き方改革に取り組んでいるか。

3. 議員の役割は何か

- ・議決権者の機能。
- ・行財政のチェック機能。
- ・市民とのパイプ役機能。
- ・政策提言機能。

4. 議会の役割はなにか

- ・組織（議会の構成員）。
- ・議会の機能と活動の透明性（不祥事の多発問題）。

5. 首長と議会の差

- ・首長は指示命令権者。
- ・首長には二元代表の説明責任がある。

6. 地方自治のポイント

- ・アウトカムが大事（KPI評価公表）。
- ・図書館機能の活用が有効。

7. 地方自治の現状と課題（講師：中村健氏発言から抜粋）

- ①自治体の財政悪化、行政サービス低下、さらに合併による地域の一体

感の喪失など自治を取り巻く状況は厳しさを増している。

②地域の課題解決には、正論だけでは通用せず、コンセンサスを得て、職員や議員、さらに住民が納得する状況を作らないとだめだということ。

③地方が弱体化するということは東京、ひいては国全体が衰えていくことであり、地方を強くして行くことが必要。

④議会には首長部局をチェックし、時には対案を出すことが求められています。北海道夕張市が財政破たんした時に、市民の怒りは市長からチェック機能を果たさなかった議会に及んだそうですが、その議員を選んだのは市民であり、だれもが責任を逃れられません。

演題 複雑化・多様化する環境問題への取組

講師 放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授

岡田 光正 氏

1.環境基本法

環境の保全について基本理念を定め環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた

2.我が国が抱える環境・経済・社会の課題

- ・地球全体の温暖化
- ・水質の汚濁
- ・人の健康（生活環境に係る被害が生ずる）
- ・目指すべき持続可能な社会の姿

低炭素 循環 自然共生 安全が確保された社会

3.持続可能な社会に向けた国際的潮流

2015/9月 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015/10月 パリ協定（2℃目標達成のため21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにする）

4.環境問題の解決方法は

- ・排水は浄化してから放流すべきである、排水はどこまで処理するか。
- ・排水中の汚濁原因物質を完全に除去する。
- ・技術的に可能なレベル。
- ・社会的/経済的に公平なレベル。

- ・環境基準達成に十分なレベル。
 - ・国として最低基準（一律排水基準を定める）。
 - ・一般家庭排水と同レベルの排水基準。
 - ・一日当たり 50 m³以上の事業場排水に適用（公平性）。
 - ・上乗せ規制として守れるような基準。
 - ・産業育成との関連性で不可能なことは要求しない暫定排水基準を設定。
- 5.環境基準は達成されているか。
- ・公共用海域の水質は満足すべき状態である。
 - ・おかしい目標値：大阪湾 COD 達成するも魚が住まない。
 - ・水に関する国民の意識が変化、水辺の環境保全に関心が移行している。
 - ・全ての地域で目標を達成する必要は無い、瀬戸内海環境保全基本計画では豊かな海に窒素も必要で湾毎地域の判断で決めるとしている。
- 6.地球規模の環境問題
- ・温暖化が進むと水温は上がる、温暖化が問題でなくその地域で何が問題なのか見極めることが大事。
 - ・東日本大震災以降、科学者の予測の信頼性が低下している。

演題 地方自治の本旨と地方議会制度の在り方

講師 首都大学東京大学院社会科学研究科法学政治学専攻教授

木村 草太 氏

- 1.地方自治とは何かについて、近代憲法と地方自治について解説する。
- ・国家主権の原理と緊張関係「主権国家と立憲主義近代国家車の両輪」。
 - ・国家法人内部の「権力の單一不可分性」という想定を放棄することなく、自らの内側に最大限の多元性を抱え込むことを可能にした。
 - ・米国、ドイツ等連邦制の原理と比較すると民主的正統性と国民主権原理が確保されている。
 - ・単一国家における地方政府の民主的正統性が確保された。
- 2.GHQ案と日本政府案（ポツダム宣言後の第八章の制定経緯）
- ・GHQ案により地方自治の重要性が確保された。
 - ・直接普通選挙 条例制定 特別法住民投票が確保された。
- 3.日本国憲法の地方自治
- {地方自治の本旨：憲法 92 条の意義}
- ・地方公共団体の組織・運営に関する事項の法律事項化
 - ・団体自治と住民自治が認められた。

	<p>(地方公共団体の設置)</p> <ul style="list-style-type: none">・存続権が否定され制度的補償が認められた。・中央政府直轄地が否定された。 <p>(地方公共団体の組織)</p> <ul style="list-style-type: none">・大統領制型の機構（二元代表制）が施行された。 <p>{その他地方自治と法律に関わる問題：講師木村草太談}</p> <ul style="list-style-type: none">・2015年 高知県大川村（人口400人）で村民総会の検討。 第は九十四条 町村は条例で第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず選挙を有する者の総会を設けることが出来る。・小笠原ミサイル基地問題、東京都拒否。・新国立競技場問題、国は東京都の負担を法制化しようとしたが拒否。・沖縄辺野古移設の法的根拠の不十分さ。辺野古問題は、内閣だけで決定してよい問題なのだろうか地方特別法は住民投票の承認が必要。 <p>{参考}</p> <p>法第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>
--	--